

# 関西医療大学 事業継続計画（BCP）

<第1版>

関西医療学園

令和8年2月17日 策定

## < 目 次 >

第1章 総論	1
1. 大学における事業継続計画	
2. BCP の位置づけ	
3. 基本方針	
4. 危機発生時の業務レベル	
5. 想定する危機事象	
第2章 大学所在地の特性	3
1. 標 高	
2. 活断層の存在	
3. 南海トラフ地震の想定震度	
4. 地震発生時の影響	
(1) 津波	
(2) インフラ	
(3) 公共交通機関	
5. 指定避難場所・指定避難所	
6. 災害関連情報の Web サイト	
第3章 大規模地震への対応	5
1. 第1段階：初動対応（発災後～24 時間）	
(1) 初動対応のポイント	
(2) 行動のタイムライン	
(3) 教職員の参集	
2. 第2段階：業務継続のための緊急対策（24 時間～72 時間）	
(1) 非常時優先業務の選定と実行	
(2) 中核業務の継続と復旧方針の策定	
3. 第3段階：業務継続のための復旧対策（72 時間～14 日目）	
(1) 業務の継続と再開の準備	
(2) 業務の継続と再開	
4. 第4段階：業務の安定化と地域支援活動（14 日目以降）	
(1) 平時レベルへの業務の安定化	
(2) 地域復興のための支援活動の検討	
(3) 学生ボランティアのマネジメント	
第4章 新興感染症への対応	9
1. 新型コロナウイルス感染症への対応	
2. 新興感染症発生時の BCP の特性	
3. 感染症のフェーズに対応した BCP	
(添付) 新興感染症の感染フェーズに対応した行動基準（BCP マトリクス）	
新興感染症発生時における学内感染防止策の実施項目	

# 第1章 総論

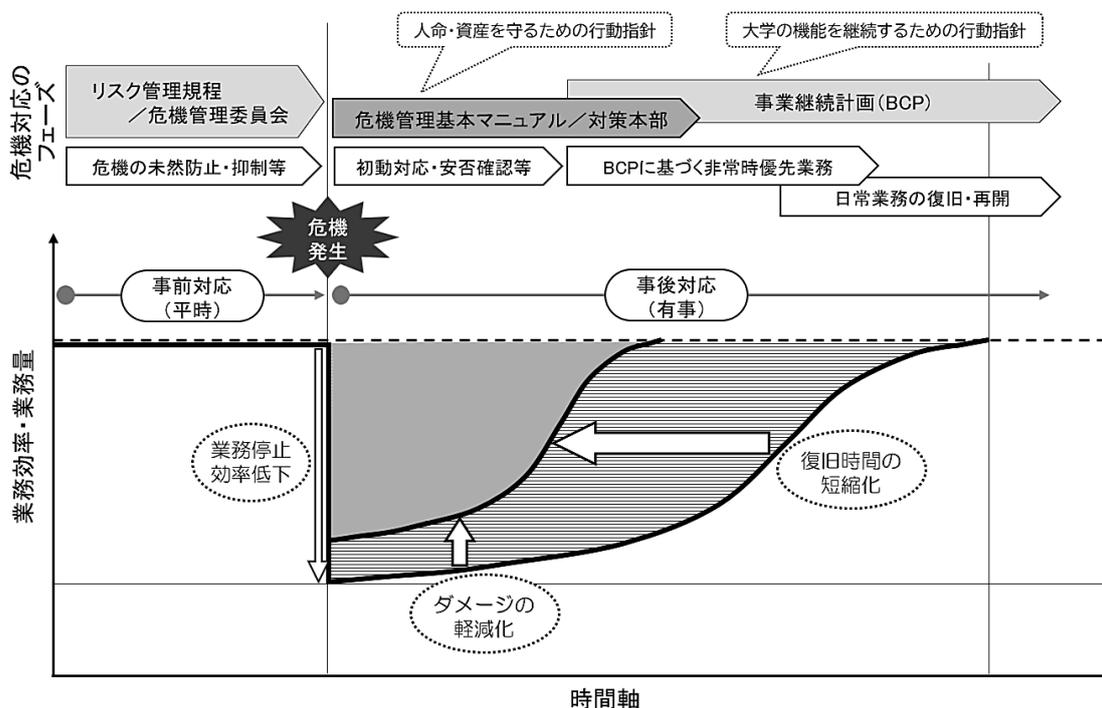
## 1. 大学における事業継続計画

事業継続計画（Business Continuity Plan、以下、「BCP」という。）とは、大地震や風水害などの自然災害、感染症の蔓延、システム障害、突発的な経営環境の変化など本学の教育研究と管理運営に甚大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合においても、大学の主要な機能である「教育」「研究」「学生支援」「大学運営」等に係る重要な業務を可能な限り中断させることなく、あるいは中断した場合にも早期に復旧させるための方針、体制、手順等を示した行動計画を指す。

## 2. BCPの位置づけ

本学は、関西医療学園リスク管理規程に基づき、本学における危機の発生を未然に防止又は回避し、万一、発生した場合には迅速かつ的確に初動対応を行い、必要に応じて対策本部の設置を行う「学生と教職員の命を守るための行動指針」としての危機管理基本マニュアルを定めている。

一方、BCPは危機発生後の大学業務の復旧と再開を中心に扱う「大学としての組織機能を守るための行動指針」である。危機管理基本マニュアルとBCPは相互に連携し補完し合う関係にある。すなわち、危機発生時には危機管理基本マニュアルに基づく初動対応を行うとともに、被害状況の把握と被害の拡大防止に対処しつつ、BCPに基づく非常時優先業務の執行と日常業務の復旧・再開フェーズへの対応を開始することで本学の学生と教職員の安全確保と教育研究活動の持続可能性を確保していくことになる（下図参照）。



## 3. 基本方針

本学の運営に甚大な影響を及ぼす不測の事態が生じた場合は、次の基本方針に基づいて大学としての組織機能の早期復旧と業務再開の実現を目指す。

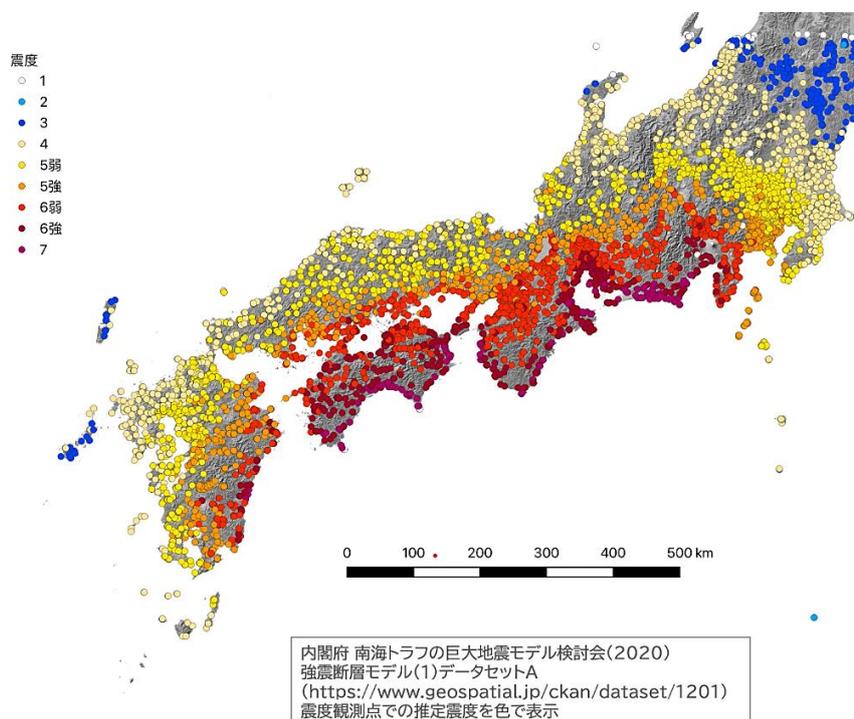
- 〔方針1〕 学生、教職員その他関係者の身体と生命の安全確保を最優先とする。
- 〔方針2〕 教育研究活動に係る業務の速やかな再開を図るべく、最大の努力を惜しまない。そのために、非常時優先業務（応急業務、事業継続の優先度の高い通常業務）を確実かつ優先的に実施する。
- 〔方針3〕 非常時優先業務に必要な人員、資源等は全学で連携のうえ調整する。
- 〔方針4〕 非常時優先業務以外の業務については、可能な限り休止・縮小したうえで非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次、業務の再開を目指すものとする。
- 〔方針5〕 近隣住民などへの協力など、大学としての社会的責任を果たすべく行動する。

#### 4. 危機発生時の業務レベル

自然災害を含めた種々の危機事象の発生に伴い、大学の各部署では通常業務の停止又は業務効率の著しい低下を余儀なくされる。また、業務に必要な人的・物的・情報等の資源の供給が減少すると同時に、危機対策関連業務の急増により平常時の業務レベルを超過する状態となることが想定される。そのような制約と負荷が生じた状況下においては、上記基本方針に基づいて非常時優先業務を選定、実行して危機事象によるダメージの軽減化を図りつつ、できるだけ早期の通常業務の再開を目指して業務復旧時間の短縮化を図り、平時の業務レベルに近づけていくことが求められる。

#### 5. 想定する危機事象

このBCPは、第2章と第3章において、本学が甚大な被害を受ける可能性の高い危機事象として近年、切迫性が高まっている南海トラフ地震（下図）等の大規模地震を想定する。



大型台風や豪雨災害など気象予報等から予見可能な進行型の自然災害は、大規模地震への対応を参考に、起こりうる危機事象の種類や特性に応じて柔軟な対応を行う。

第4章においては、令和2～5年度に経験した新型コロナウイルス感染症への対応を参考に、新興感染症の発生を想定する。なお、システム障害など自然災害以外の危機事象への対応については、今後のBCP改訂時において、随時、検討していくこととする。

## 第2章 大学所在地の特性

本学は、上町断層帯や中央構造線断層帯といった広域的な活断層による地震想定に含まれる大阪南部地域（泉南郡熊取町）に立地している。地震に関連した熊取町の地域特性と地震発生時に想定される影響は次のとおりである。

### 1. 標高

- ・本学が立地する熊取町若葉2丁目の標高は約58.1メートルで、比較的高台である。

### 2. 活断層の存在

- ・熊取町域は大阪市から岸和田市に至る上町断層帯や大阪府と和歌山県の県境に沿った中央構造線断層帯の影響を受ける可能性がある。
- ・上町断層帯による地震では、熊取町域で震度5強程度が想定されている。

### 3. 南海トラフ地震の想定震度

- ・大阪府の被害想定によれば、熊取町では震度6弱程度の揺れが予想されている。
- ・本学が立地する若葉地区の地盤は液状化の可能性は非常に低く、表層地盤増幅率は1.18とされており「やや揺れにくい」という特性がある。

### 4. 地震発生時の影響

#### (1) 津波

- ・大阪府による南海トラフ巨大地震被害想定では、熊取町域に津波被害はないとされており、避難対象地域には含まれていない。
- ・本学が立地する若葉2丁目は標高が高いため、直接的な津波浸水リスクは想定されていない。

#### (2) インフラ

- ・発災直後は熊取町内の96.4%で断水し、49.0%で停電が発生することが予想されている。
- ・発災1日後には断水は38.9%、停電は4%にまで復旧すると想定されている。

#### (3) 公共交通機関

- ・地震発生時は線路、橋梁、駅舎などの構造物に大きな損傷が発生する可能性がある。
- ・特に古い高架橋や盛土区間では液状化や沈下による線路の不通が懸念されている。
- ・南海本線の沿岸区間（泉大津～和歌山市など）は津波浸水域に含まれる可能性があり、駅や線路が冠水、流失する恐れがある。
- ・阪和線は比較的内陸寄りだが、沿岸部の線路や駅周辺では浸水被害を受ける可能性がある。
- ・発災直後は広域的に路線バスや鉄道運行が停止し、復旧には長期間を要することが想定される。

### 5. 指定避難場所・指定避難所

- ・災害発生時、熊取町は下表に示す町内複数個所に指定避難場所と指定避難所<sup>※</sup>を開設する。

※指定避難場所……災害の危険が切迫した際に、その危険から身を守るために緊急的に避難する場所。  
災害種別ごとに指定される。

指定避難所……災害の危険がなくなった後も自宅に戻れない人が、一定期間滞在して生活することを目的とした施設。

熊取町内の指定緊急避難場所（※印は本学最寄りの避難場所）

名称	所在地
中央小学校グラウンド	熊取町野田 2 丁目 2-1
東小学校グラウンド	熊取町久保 4 丁目 1306-1
西小学校グラウンド	熊取町大久保南 1 丁目 1589
南小学校グラウンド	熊取町朝代東 4 丁目 16-1
北小学校グラウンド（※）	熊取町希望が丘 4 丁目 14-1
八幡池青少年広場	熊取町大宮 2 丁目 484-1
長池オアシス公園	熊取町長池 621-77
熊取歴史公園	熊取町紺屋 1 丁目 140-5
大久保防災コミュニティ公園	熊取町大久保中 3 丁目 582-10

R6.11/6～R10.3/31 まで使用不可

熊取町内の指定避難所（※印は本学最寄りの避難所）

名称	所在地	電話
中央小学校体育館	熊取町野田 2 丁目 2-1	072-452-6464
東小学校体育館	熊取町久保 4 丁目 1306-1	072-453-1701
西小学校体育館	熊取町大久保南 1 丁目 1589	072-452-2961
南小学校体育館	熊取町朝代東 4 丁目 16-1	072-452-2971
北小学校体育館（※）	熊取町希望が丘 4 丁目 14-1	072-453-4151
熊取中学校体育館（1）	熊取町五門東 1 丁目 1-11	072-452-0350
熊取南中学校体育館	熊取町大宮 4 丁目 1049	072-452-7772
熊取北中学校体育館（2）（※）	熊取町希望が丘 2 丁目 6-1	072-453-3377

## 6. 災害関連情報のWebサイト

地域における最新の災害対策関連情報、ハザードマップは、それぞれ次の Web サイトで確認、取得できる。

大阪管区气象台 <a href="https://www.jma-net.go.jp/osaka/index.html">https://www.jma-net.go.jp/osaka/index.html</a>	
大阪府 おおさか防災ネット <a href="https://www.osaka-bousai.net/">https://www.osaka-bousai.net/</a>	
国土交通省 ハザードマップ ～身のまわりの災害リスクを調べる～ <a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a>	
熊取町 総合防災マップ・避難場所情報 <a href="https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/kiki_kanri/gyomu/anzen_anshin/bosai/1857.html">https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/kiki_kanri/gyomu/anzen_anshin/bosai/1857.html</a>	

## 第3章 大規模地震への対応

第1章に記載した基本方針に基づき、大規模地震発生時の大学におけるBCPは災害発生後の時間軸(タイムライン)に沿って次の4段階のフェーズで考える。

時間軸	BCP フェーズ		項目
発災後 ↓ 24時間	第1段階	初動対応	①安全確保／避難誘導 ②(火災発生時)初期消火 ③安否確認／負傷者対応 ④対策本部の設置 ⑤被害状況把握／情報収集 ⑥方針決定／情報発信
24時間 ↓ 72時間	第2段階	業務継続のための緊急対策	①非常時優先業務の選定と実行 ②中核業務の継続と復旧方針の策定
72時間 ↓ 14日目	第3段階	業務継続のための復旧対策	①業務の継続と再開の準備 ②業務の継続と再開
14日目 以降	第4段階	業務の安定化と地域支援活動	①平時レベルへの業務の安定化 ②地域復興のための支援活動の検討 ③学生ボランティアのマネジメント

### 1. 第1段階：初動対応（発災後～24時間）

大規模地震発生直後から少なくとも24時間までの時間帯は外部からの救助・救援は期待できないため、自助としての初動対応を主体的かつ迅速に行うことが求められる。

#### (1) 初動対応のポイント

初動対応のポイントは次の2点である。

- 迅速な状況判断と迅速な行動（1分の遅れが再開の遅延に影響する）
- 現場重視の主体的判断（「報・連・相」で指示を仰ぐ余裕はない）

大学は、教職員が上層部の指示を仰がずに迅速な行動を取ることができるよう、平時から以下の項目を含む啓発活動と準備を行う必要がある。

- ・ 即断即決の訓練（定期的な訓練で「指示待ちせず動く」習慣を養う）
- ・ 最低限の防災知識（応急処置・避難誘導・火災対応を全員が理解する）
- ・ 非常用物資の備蓄（飲料水・食料や災害用品の維持と管理を行う）
- ・ 情報伝達の簡易手段（ホワイトボード・メガホンなど電源不要のツールを常備する）

#### (2) 行動のタイムライン

第1段階の24時間に取り組むべき初動対応は、次のタイムラインを目安に行動する。

##### 【発生直後～5分以内】

- ①身の安全確保：シェイクアウト行動（低い姿勢で頭を守り、動かない）
- ②火気・電源遮断：可能な限り周囲のガス栓・電源を切り二次災害を防止
- ③周囲確認：学生・同僚の安否を目視で確認（声かけ・負傷チェック）
- ④出口確保：ドアや避難経路が塞がれないよう、すぐに開放

【5分～30分以内】

- ⑤(火災発生時)初期消火対応：自衛消防隊による消火活動と通報
- ⑥負傷者の応急対応：止血・固定など最低限の処置を迅速に実施
- ⑦避難誘導：建物の安全性を即時判断し、屋外の避難集合場所へ誘導
- ⑧対策本部の設置：人員の確認と救護・物資管理・情報収集などの役割指示

【30分～3時間以内】

- ⑨(停電の場合)電源確保：非常用発電機、ポータブル電源を準備
- ⑩情報収集：ラジオ・スマホ・防災無線などで状況を確認（通信途絶<sup>\*</sup>も想定）
- ⑪ライフライン確認：水道やトイレなどの利用可能性をチェック
- ⑫被害状況の把握：学内の施設・設備やインフラの被害状況をチェック
- ⑬危険区域封鎖：倒壊・火災・漏水の恐れがある場所の把握と封鎖
- ⑭安否確認の簡易記録：学生・教職員の安否を把握してホワイトボードなどに記録
- ⑮避難集合場所の整備：大学敷地内の避難集合場所の確認と整備
- ⑯学生の心理的ケア：不安軽減のための声かけ・励まし・秩序の維持
- ⑰本部による方針決定：現場の状況と収集した情報に基づいて対応方針を判断

※南海トラフ地震クラスの巨大地震では、広域停電や伝送路断線によりスマートフォンの通信網（Wi-Fi・5G・4G）は一時的に大きな打撃を受けると想定されている。ただし、通信事業者は非常用電源の確保・通信ルートの冗長化・大ゾーン基地局の設置などの対策を進めており、近畿地方では発災後、数日から1週間程度で段階的に復旧することが見込まれている。復旧までの間は電池式又は手回し充電式ラジオが有効な情報収集源となる。

【3時間～24時間以内】

- ⑱継続的な安全確認：余震や倒壊・落下、火災リスクを常に警戒
- ⑲防災用備蓄品の配付：飲料水、非常用食料、簡易トイレなどの搬出と配付
- ⑳外部との接触試み：通信回復時に行政・消防・警察へ状況を伝達

(3) 教職員の参集

上記タイムラインが示す行動は基本的に平日の就業時間内の地震発生を想定したものであるが、休日や就業時間外（出勤・帰宅途中を含む）に発生した場合は公共交通機関の運行停止や幹線道路の寸断のため教職員の大学参集が困難になる可能性が高い。また、被災した自宅の対応や津波からの避難行動が最優先になることも考えられる。そのため、休日や就業時間外の地震発生の際に大学で必要となる初動対応は、参集することができる極めて限られた人員で行うことを想定しておく必要がある。

2. 第2段階：業務継続のための緊急対策（24時間～72時間）

対策本部による判断と指示のもと、被害状況に応じた災害対応業務を選定して優先的に実行する。救助活動にあたっては、災害発生後72時間が人命救助のタイムリミットであることも念頭に置く。また、災害対応業務と並行して、大学としての機能を継続する中核業務に対応していくことも求められる。

(1) 非常時優先業務の選定と実行

対策本部は第1段階に引き続き次の対応を優先して継続するための指示を出す。

- ・学内における救助活動と負傷者の応急対応の継続
- ・学内の帰宅困難者への支援（休息場所の確保、実習用リネンの配付）

- ・防災用備蓄品の補充（飲料水、非常用食料、簡易トイレなどの配付）
- ・火災や建物倒壊など二次災害の防止と注意喚起（カラーコーン、掲示などの設置）
- ・最新の安否情報の収集と整理
- ・災害状況に関する最新情報の収集
- ・電気、水道及び通信設備の暫定復旧

## （2）中核業務の継続と復旧方針の設定

大学として優先される中核業務（授業、管理運営）を継続するための対応を行う。

- ・学内各棟の教室、実習室、研究室等の施設設備の被害状況調査
- ・授業の継続に関する方針の決定
- ・大学公式ホームページ・SNS・ポータル等による学内外への情報発信
- ・管理運営機能の暫定復旧のための人員配置
- ・季節性ある業務（入試・定期試験・学費徴収など）への対応方針

## 3. 第3段階：業務継続のための復旧対策（72時間～14日目）

本学の教育研究活動及び教職員の業務継続にあたっては、第1段階と第2段階における対策本部の活動とともに、平時の業務への復旧を図るために通常の学部・学科及び事務組織による活動再開が求められる。その際、発災と応急対応で疲弊した教職員の体調とメンタルヘルスに十分な配慮を行い、加えて、学内外のインフラ復旧状況の把握を踏まえ、柔軟な判断のもとで日常の教育研究活動と大学運営の段階的な再開を目指す。

### （1）業務の継続と再開の準備

#### 1）教育活動

- ・授業再開に向けたスケジュール調整（授業計画、代替授業、遠隔授業など）
- ・臨地実習に関する支援（実習先となる学外医療機関等との調整など）
- ・季節性ある行事（入試・定期試験・入学式・学位記授与式など）の日程調整
- ・大学公式ホームページ・SNS・ポータル等による授業再開・入試実施方針等の発信
- ・教育に関する外部機関（文部科学省、厚生労働省、大学入試センターなど）との調整

#### 2）研究活動

- ・研究機器、研究データ、試薬・試料等の安全確認
- ・研究活動の再開に向けた優先順位の整理と復旧計画の策定
- ・研究に関する外部機関（文部科学省、各種の学会など）との調整

#### 3）事務機能

- ・システムやネットワークの復旧状況に応じた業務計画の調整
- ・通常の運営業務の再開準備（備品の再整備、業務量の調整、メンタルヘルスケアなど）
- ・家庭の被害や被災状況に応じた労務対応（リモートワーク、時短勤務、特別休暇など）
- ・大学運営に関する外部機関（文部科学省、私学事業団など）との調整

### （2）業務の継続と再開

#### 1）教育活動

- ・授業の一部再開（オンライン・代替教室の活用）
- ・学生の学修機会確保（課題配布・遠隔指導）
- ・学生への学修支援（メンタルヘルスケア、履修相談、成績評価の柔軟化など）
- ・成績評価（単位認定、進級判定、卒業・修了判定など）

- ・季節性ある行事（入試・定期試験・入学式・学位記授与式など）の実施
- ・就職支援（就職先となる学外医療機関等との調整など）

## 2) 研究活動

- ・最低限の研究活動の再開
- ・重要な試料・データの保護（冷凍保存・バックアップ）
- ・研究機器・機材の安全確認と最低限の機能点検
- ・研究に関する外部機関（文部科学省、日本学術振興会、各種の学会など）との調整

## 3) 事務機能

- ・通常の運営業務の再開
- ・奨学金手続き・学費納付・休退学手続きなどの学生支援関連業務
- ・教職員給与・契約関連の最低限の処理
- ・研究費の執行開始

## 4. 第4段階：業務の安定化と地域支援活動（14日日以降）

第3段階において準備・再開した教育活動、研究活動、事務機能に係る業務を継続して軌道に乗せ、教職員の体調とメンタルヘルスに十分な配慮をしつつ、平時のレベルに近づけながら業務の安定化を図る。

### (1) 平時レベルへの業務の安定化

- ・中長期的な業務復旧を図る部署別ロードマップの作成
- ・被災した学生に関する情報収集と経済的支援の検討  
（→「関西医療学園 非常災害被災者等に対する学費減免に関する規程」）
- ・被災した施設設備の修繕に関する優先順位の検討と具体的な着手

### (2) 地域復興のための支援活動の検討

- ・附属保健医療施設による地域住民に対する医療面における支援の検討

### (3) 学生ボランティアのマネジメント

- ・自治体や地域からの要請に応じて、地域復興支援のための学生ボランティア活動の参加を検討

## 第4章 新興感染症への対応

### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月に国内初の患者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、急速に全国的な感染へと拡大し、令和5年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行するまでの累計感染者数は約3,380万人(厚生労働省発表)に達し、世界的にもパンデミックとしての感染規模となった。この間、国内の感染防止対策は、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部のもと、専門家会議(後に新型コロナウイルス感染症対策分科会へ移行)を中心に講じられ、国民に対して「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を回避する「新しい生活様式」が推奨された。また、ウイルスの急速な変異に伴う感染者数の増加を背景に、政府は複数回の緊急事態宣言を発出し、それに伴い日常の社会活動、経済活動、産業活動が大きな制約を受けることとなった。

本学においても学位記授与式(令和2年3月)と入学式(同4月)の中止から始まり、対面授業の制限、オンラインによる遠隔授業への移行、施設設備の利用制限、構内の消毒と感染防止策の徹底、教職員の在宅勤務の導入、研究活動の停滞、オープンキャンパス等の学内行事の中止、入試における感染防止策、通信環境整備のための補正予算編成など、教育・研究・大学運営の各方面にわたって深刻な影響が生じた。

とりわけ、本学が医療系大学として学外の医療機関等で実施する臨地実習については、文部科学省から発出される方針に基づき、感染拡大状況や実習先の受入体制を踏まえた継続・中断・代替措置を判断し、関係機関と調整を行うなど極めて困難な対応を迫られた。その際、実習の実施時期や内容の変更は、学生の修学計画のみならず卒業要件や国家試験受験資格にも直結するため、教育課程全体を見据えた慎重かつ迅速な判断が求められることとなった。また、国家試験を控えた最終年次の学生に対しては、学修の機会と環境を確保しつつ、感染防止策を講じた上での対面指導や模擬試験を実施するなど、学修支援と感染対策の両立に向けた多様な工夫が必要となった。さらに、学生と教職員の健康と安全の確保及び実習先病院等からの要請に対応するワクチン接種やPCR検査の実施が重要な課題となり、国や自治体の方針を踏まえつつ、全学的な体制を構築して対処した。

これら一連の経験と対応を通じて、新興感染症が突発的かつ長期的に拡大した場合は、大学の本来機能である教育研究活動のみならず、学生の修学環境、教職員の就業環境、さらには地域医療を支える人材養成という社会的責務にも重大な影響が生じ得ることが明らかとなった。

今後も、新型コロナウイルス感染症に限らず、新たな感染症の発生・流行が想定される中、本学が大学としてその影響を最小限に抑えつつ必要な機能を継続するためには、上記の経験を生かして、平時からの備えとして感染症に関するBCPを体系的に整備していくことが不可欠である。

### 2. 新興感染症発生時のBCPの特性

新興感染症発生時であっても、本BCPの第1章「3. 基本方針」で述べた「人命最優先」「重要機能の継続」「早期復旧」という基本原則は大規模地震等の自然災害発生時と本質的に変わることはない。ただし、新興感染症の場合は、事象の時間軸が長く、かつ、波状的に状況が変化することと、感染により労働力が不足するという人的資源の制約が生じることに留意する必要がある。

以下に、それらの特性を踏まえた7つの要点を示す。

#### ① 発生から収束までが長期化し、事象が反復化する

- ・感染症は単発的な事象ではなく、感染拡大と収束が波状的に繰り返される可能性が高いことを前提に対応する。

- ・感染症対応の BCP は「短期の非常対応」ではなく、中長期にわたる継続的かつ反復的運用が可能な内容とする必要がある。そのため、一時的な措置ではなく、感染レベル（フェーズ）に応じて段階的に対応できる計画設定が不可欠である。
- ② 「被災」ではなく「人的資源の制約」が主たるリスクとなる
    - ・感染症では、施設や設備そのものが使用不能になるのではなく、教職員・学生が感染者となることで人員が不足することが大学運営上の最大のリスクとなる。
    - ・特定の担当者に業務が集中している場合は業務継続が困難になる可能性があるため、業務の属人化回避や代替体制の確保が重要となる。
  - ③ 教育の質保証と柔軟な運用の両立が求められる
    - ・遠隔授業や代替措置の導入により、教育活動を継続する一方で学修成果や到達目標の確保、教育の質保証を常に意識する必要がある。
    - ・特に医療系学部においては臨地実習など代替が困難な科目が存在することから、教育課程全体を俯瞰した調整が求められる。
    - ・学外で行う臨地実習では、感染状況や対応方針が関係機関ごとに異なるため、先方との情報共有と意思決定の調整に時間を要することを想定しておく。
  - ④ 学生支援と学修支援が BCP の重要な要素となる
    - ・感染拡大期には学生の心理的な不安や孤立感が増大し、学修意欲の低下が顕在化しやすい。
    - ・そのため、国家試験受験生や実習を控えた学生に対しては、学修支援と心理的支援の両面からの配慮が不可欠となる。
    - ・その際の学生対応は、事業継続上の重要業務として位置づける必要がある。
  - ⑤ 感染防止対策そのものが事業継続の前提条件となる
    - ・感染防止対策は単なる付随措置ではなく、事業を継続するための必須条件である。
    - ・マスク、消毒液、個人防護具等の衛生物資を確保し、備蓄するなどの取組みが重要となる。
  - ⑥ 方針と対応の変更を迅速かつ明確に周知する必要がある
    - ・感染状況の変化や国又は自治体の方針変更に応じて、大学の対応を柔軟に見直していく。
    - ・学生と教職員に対する迅速かつ一貫した情報発信が混乱や不安の抑制につながる。
  - ⑦ 収束後を見据えた対応を BCP に含める必要がある
    - ・感染症対応では、発生時だけでなく収束局面における段階的な平常化が重要となる。
    - ・制限解除の判断基準や対面活動再開時の留意点をあらかじめ整理しておくことが円滑な教育研究と大学運営の再開につながる。

### 3. 感染症のフェーズに対応したBCP

上述の特性を踏まえ、感染状況の拡大と収束が波状に繰り返された場合に継続的かつ反復的な運用が可能な BCP マトリクスを添付する。新興感染症発生時には、感染レベルのフェーズに応じて学内外の教育研究活動や感染防止対策を柔軟にシフト変更しながら対応していく必要がある。

別表として、新型コロナウイルス感染症対策の実績を基に、学内の施設・設備や各種の活動において具体的に実施すべき対策を例示する。これらの対策項目を実施する時期と実施の規模については、発生した感染症の種類と学内及び地域社会の感染者発生状況を踏まえた BCP マトリクスのフェーズ設定に応じて、危機対策本部が検討することになる。

新興感染症の感染フェーズに対応した行動基準 (BCPマトリクス)

フェーズ	平時	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
行政からの要請・社会状況	近畿圏以外での新規陽性者の発生(国内発生早期または収束期)	近畿圏、特に大阪府・和歌山県での新規患者発生追跡不能者の増加	大阪府・和歌山県での新規患者の増加、週末や夜間の不要不急の外出自粛要請	大阪府・和歌山県での新規患者の増加、週末や夜間の不要不急の外出自粛要請	政府から緊急事態宣言が発令、大阪府が対象地域に含まれ、外出自粛要請	フェーズ5 学内で新規患者が発生し、感染拡大の危険(クラスターの形成)
健康管理・体調不良時の行動	毎日検温し、体調不良がないか自己管理する。手指衛生の徹底とマスク着用等の感染対策を行う。登校・出勤前に体調不良の場合、所定連絡アドレスにメールする。「体調不良者・感染者が出た時の対応フロー」(以下、「対応フロー」)に従い、担当者の指示を仰ぐ。	体調不良のときは、「対応フロー」に従い、学生支援課、総務部の担任教員・担当職員を介して校医・産業医・診療所長の指示を仰ぐ。また、その指示に応じて、医療機関への受診あるいは保健所に連絡して指示を仰ぐ。	対面授業、演習、実習を受ける学部学生、大学院生と講義担当者および本学が許可したものは入構可とする。	毎日の通学・出勤前の体調チェックを徹底し、体調不良の場合は、日々の行動記録(年月日、時刻、訪れた場所、移動状況、進路等)を残し、クラスター発生に備える。その他、本学「対応フロー」に従って行動する。感染拡大防止システムの導入が望まれる。	学生・教職員は、政府の外出自粛要請に従って自宅での健康管理に努める。体調不良の場合は、「対応フロー」に従って行動する。濃厚接触者や感染者となった場合は、保健所の指示に従う。	学内で新規患者が発生し、感染拡大の危険(クラスターの形成)がある時は、学生・教職員間での濃厚接触者リストを危機管理委員会により作成する。その後の対応は行政・保健所の指示に従う。
授業	入構	制限なし	対面授業、演習、実習を受ける学部学生、大学院生と講義担当者および本学が許可したものは入構可とする。	対面授業、演習、実習を受ける学部学生、大学院生と講義担当者は入構可とする。	学部生、院生は入構不可 教員は業務の必要性に応じて入構可	対面授業の全面停止 (遠隔授業による講義・実習・演習に移行)
	授業形態	制限なし	講義科目については遠隔授業を主体 教室定員50%以下で実施可	原則としては遠隔授業 教室定員50%以下で実施可	遠隔授業のみ	
	対面式授業	要配慮者への対応を前提に実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	
	対面式実習/演習	要配慮者への対応を前提に実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	各学科ガイドライン厳守と教室定員50%以下で実施可	
研究	課外行事	制限なし	学外施設ガイドラインと各学科ガイドライン厳守で実施可	学外施設ガイドラインと各学科ガイドライン厳守で実施可	学外施設ガイドラインと各学科ガイドライン厳守で実施可	
	入構	制限なし	要配慮者への対応を前提に実施可	要配慮者への対応を前提に実施可	中止 禁止	中止 禁止
	活動	制限なし	要配慮者への対応を前提に実施可	申請許可、7割に制限(三密は避ける)、院生はオンライン授業と指導	必要最低限の入構、5割制限	必要最低限の入構、5割制限
	学内 学外	制限なし	要配慮者への対応を前提に実施可 制限なし 制限なし 近畿圏内、制限なし	地域行政による移動制限を考慮 滞在時間を最小限に、オンライン指導を推奨 特に制限なし 特に制限なし 滞在時間を最小限に、オンライン指導を推奨 行政による移動制限を考慮	行政の自粛要請に従う 動物管理・維持に必要最小限(要申請) 行政の自粛要請に従う 動物管理・維持に必要最小限(要申請) 行政の自粛要請・学会等の指針に従う	中止 参加中止
共同利用施設	食堂・売店	制限なし	制限なし	座席配置変更による利用者数の制限、50% 感染防止のガイドライン策定と監督指導	入館および利用の禁止	入館および利用の禁止
	図書館	制限なし	制限なし	座席配置変更、使用率50%以下と衛生管理 利用者制限、三密を避ける	利用禁止	利用禁止
	学生ホール	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	利用禁止	利用禁止
	ラーニングコモンズ	制限なし(教職員のみ)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	利用禁止
通学・通勤	自転車	制限なし(教職員のみ)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)
	自家用車等	制限なし(教職員のみ)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)	通常運行(学生は通常ルールで利用可)
課外活動	クラブ活動	感染防止のガイドライン策定と監督指導	感染防止のガイドライン策定と監督指導	キャンパス内外での集会禁止	禁止	禁止
	就職活動	制限なし	行動制限を含む感染防止のガイドライン遵守で訪問・見学等を実施可	行動制限を含む感染防止のガイドライン遵守で訪問・見学等を実施可 外部の大規模イベントは参加不可	訪問・見学は禁止 オンライン対応を推奨	訪問・見学は禁止 オンライン対応を推奨
学外者の入構	制限なし	制限なし	不要不急の入構自粛要請	不要不急の入構自粛要請	入構禁止	入構禁止

\* 附属保健医療施設の実習・研修等の利用については、別に定める。  
\* 学外の医療施設での実習等は本指針の適応とはならない。  
\* 本行動基準は、感染症の拡大状況等を踏まえて適宜改善、更新する。

新興感染症発生時における学内感染防止策の実施項目(例)

対象		感染防止対策としての実施項目
学生・教職員・その他入構者		各棟の入口における手指消毒用アルコールの設置 学内におけるマスクの着用
施設・設備	学生食堂 カフェ	学生食堂・カフェテーブルの飛沫防止用アクリル板の設置
		学生食堂・カフェテーブルの「使用済」プレートの使用
		学生食堂の動線設定
		学生食堂における換気検証のためのCO <sub>2</sub> 濃度測定
		学生食堂の利用上の注意事項(黙食)の掲示
		学生食堂・カフェのテーブル削減、配置換え、座席制限
		学生食堂の券売機の移動
		学生食堂・カフェの食卓消毒用アルコールとペーパータオルの設置
	トイレ	トイレの手拭き用ペーパータオル設置
		トイレ扉への入退室方法の掲示
	購買部	電子レンジと湯沸ポットの購買前への移動
	教室	教室での喫食許可(黙食)
		教室の座席指定とマイク・機器等の消毒用アルコールの設置
		換気のための出入口や窓等の開放・換気扇の使用
	図書館	図書館の利用制限
	体育館	昼休みの学生の体育館利用制限
		トレーニングルームのマシン・器具等の消毒
		トレーニングルームの利用者の体温・体調チェック
		トレーニングルームの利用人数制限
	エレベーター	エレベーター使用における人数制限
エレベーター使用における移動階層制限		
学園バス	学園バスの学生乗車制限	
	学園バスの患者利用禁止とタクシー利用への移行	
事務所	事務所入口におけるフェイスサーモ(体温測定)の設置	
	事務所内外の動線設定(床面へのテープ貼付)	
	事務所カウンターの飛沫防止用ビニールカーテン設置	
保健室	発熱対応と学外医療機関との連携	
その他	第1学生ホールの着座場所制限と座席配置制限	
	ラーニングコモンズの利用制限	
	廊下や通路の行列の密集防止のためのテープ貼付	
清掃・消毒	清掃業者による教室、施設・設備の消毒	
教職員	専用メールアドレスの設定と教職員の新規感染(または濃厚接触)報告	
	事務職員の欠勤管理表の作成	
	事務所カウンターでの教員の出勤/退勤時刻の記帳	
	第2学生ホールの第2事務室としての利用	
	研究活動における感染防止ガイドラインの運用	
	時差出勤、テレワークの取扱い	
	入学試験の実施に関する体調チェックシートの提出	
	国内の各種催事、海外における学会等への出席や参加の制限	
学生指導	専用メールアドレスの設定と学生の新規感染(または濃厚接触)報告	
	学生感染者、濃厚接触者、体調不良者等に関する報告の事務記録	
	学内の演習・実習における感染症対策ガイドラインの運用	
	臨地実習(臨床実習)における感染症対策ガイドラインの運用	
	プール実習ガイドラインの運用	
	学内団体における感染症対策ガイドラインの運用	
	感染予防テキストによる全学生への教育指導	
大学運営	学内外への学生・教職員の感染情報(発生日、感染者数)の発信	
	「新興感染症の感染フェーズに対応した行動基準(BCPマトリクス)」の適用	

(上記項目は新型コロナウイルス感染症対策時の実績に基づき作成)